

令和7年2月4日

水道管工事入札参加者の皆様へ

給水装置工事に求める給水装置工事配管技能者について

平素は、水道行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、水道法施行規則第36条に基づき、四日市市上下水道局では、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合は、給水装置工事の配管技能者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出ることとしています。そのため、契約締結時に「給水装置工事主任技術者等選任(変更)通知書」を提出することとしていました。

今後は、契約締結時に配置技能者を確実に確保するため、発注工事ごとに配置が必要な技術者を明確化し、令和7年4月1日以降の公告から、当該工事の入札参加資格に給水装置の配管技能者の適正配置を追加します。そのため、入札参加資格確認申請書に当該技能者の氏名の記載及び当該技能者であることを証する書類の写しの提出を求めます。

なお、給水装置工事配管技能者の資格要件は以下のとおりです。

- 1) 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を有する者
- 2) (公財) 給水工事技術振興財団による技能者講習修了者証又は、技能検定会合格者証及び技能者証を有する者
- 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団の認定証及び技能者証を交付された者
- 4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了した者

※元請業者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある技能者に限ります。

また、事前に「給水装置工事配管技能者」の登録を行なっていただくことにより、入札参加資格確認申請書に添付していただく給水装置工事配管技能者を証する書類の写しを省略することができることとしますので、希望者は下記のとおり届出をお願いします。

記

- 1 届出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局総務課契約係
TEL 059-354-8352
- 2 届出方法 郵送もしくは持参
- 3 受付開始日 令和7年2月4日～随時

4 届出書類 給水装置工事配管技能者届出書

給水装置工事配管技能者の資格を証する書類の写し

- 1) 職業能力開発促進法に基づく 2 級配管技能士以上の資格を証する書類
 - 2) (公財) 給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類
 - 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類
 - 4) 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類
- 3 ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類
(本市技術職員名簿に登録されている場合は不要です。)

- 5 その他 開札日の前日までに本届出が受理された「給水装置工事配管技能者」については、入札書に添付または同封する書類として「給水装置工事配管技能者であることを証する書類」の提出を省略できます。(※届出をしない場合は、入札書に「給水装置工事配管技能者の資格を証する書類 (写)」等を添付または同封する必要があります。)

以上

四日市市上下水道事業管理者

住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者職・氏名

給水装置工事配管技能者届出書（四日市市上下水道局）

ふりがな 氏名	生年月日	講習の種類	取得日（受講日）	退職
		1・2・3・4		<input type="checkbox"/>
		1・2・3・4		<input type="checkbox"/>
		1・2・3・4		<input type="checkbox"/>
資格を証する書類の種類 (提出した書類の番号に○をつける)	1. 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を証する書類 2. (公財)給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類 3. 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類 4. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類			

※技能者の退職があった場合は、退職欄□にチェックし、届出書の提出をお願いします。

[添付書類]

■給水装置工事配管技能者の資格を証する書類の写し

- 1) 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を証する書類
- 2) (公財)給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類
- 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類
- 4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類

■3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要です。）

事務処理欄

受付	入力	確認

別紙 水道管工事に求める技能者の届出先について

資格	配水用ポリエチレン管配管技能者	耐震継手技能者	給水装置工事配管技能者	(参考) 給水装置工事主任技術者
登録名簿	上下水道局 配水用ポリエチレン管配水管技能者名簿	上下水道局 配水管技能者名簿	上下水道局 給水装置工事配管技能者名簿	四日市市技術者名簿
登録申請先	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 059-354-8352	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 059-354-8352	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 059-354-8352	四日市市役所 調達契約課 (連絡先) 059-354-8125
資格の更新	資格更新はなし	有効期限5年	資格更新はなし	資格の更新はなし
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 配水用ポリエチレン管配管技能者届出書 配水管ポリエチレン管配水管技能者の資格を証する書類の写し(特記事項のとおり) 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類(本市技術者名簿に登録されている場合は不要。) 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震継手技能者届出書 配水管技能者登録証の写し 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類(本市技術者名簿に登録されている場合は不要。) 	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事配管技能者届出書 給水装置工事配管技能者の資格を証する書類の写し(特記事項のとおり) 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類(本市技術者名簿に登録されている場合は不要。) 	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市入札参加資格審査確認申請書 個別申請書類変更届 技術職員等名簿(建設工食用) 給水装置工事主任技術者免状の写し 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類(本市技術者名簿に登録されている場合は不要。)
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会修了証 2) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の配管施工講習会の受講証 3) 旧団体(「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」)の施工講習会の受講修了証 	<p>有効期限切れについては、各業者で管理いただき、更新時には速やかに上下水道局総務課に届出書を提出いただきますようお願いいたします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を証する書類 2) (公財)給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類 4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市技術者名簿は市内本店業者のみ登録することができます。 四日市市技術者名簿は4年に1度、更新を行っています。名簿更新の際は、登録漏れにご注意ください。 建設業法上の主任技術者は、免状の交付後、管工事に関して1年以上の実務経験が必要です。